

直接集荷に係る検査について

大阪府中央卸売市場 H28.3.15

直接集荷の申告については、これまでの検査を通じまして、多くの仲卸の皆様に適切に申告いただいています。一方で、これまでの指摘以降も正しく対応されていない方も見受けられます。そこで、適切に申告いただいている仲卸の皆様の負担を軽減するとともに、指摘以降も正しく対応されていない方に検査を集中し、早期改善を図り、公平・公正な申告を促すため、以下のとおり検査方針を変更します。

これまでの検査方針

- 上期にのみ直接集荷検査を実施
- 2年間(26, 27年度)で全ての仲卸の皆様の検査



今後の検査方針

- 平成27年度
- 上期に直接集荷検査を実施
(昨年検査しなかった仲卸の皆様を対象)
+ 指摘のあった方は下期(2, 3月頃)も検査を実施
- 平成28年度以降
- 過去の検査(通常検査含む)で指摘のあった方を検査対象とし、上期・下期に検査を実施する

履行確認の実施
検査対象の重点化

【年度末の催告について】

全ての仲卸の皆様へ報告の提出を促す文書を出発
+

- 10月以降の報告がない方
(今年度の届出書の提出があった方に限る)
- 前年度に報告があるが今年度報告がない方
→ 直接連絡して、提出を促す

平成27年度実績

検査した仲卸業者数 54社
うち是正指示した業者数 12社(22.2%)
⇒3月に改善状況を確認し、次年度検査対象を選定